

## 鳥取県告示第 939 号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 13 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 事件

- (1) 医師及び看護師を始めとする医療・介護・福祉労働者の大幅増員その他労働条件の改善に関する件
- (2) 賃金及び雇用の確保、大幅一時金の獲得並びに成果主義賃金導入反対に関する件
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充、医療保険制度改悪の中止・撤回その他安全・安心の医療と行き届いた看護の実現に関する件
- (4) 医療機関の縮小・廃止反対その他医療機関の存続・拡充と雇用の確保に関する件
- (5) 看護師及び医師確保のための支援措置の確立に関する件
- (6) 単組独自要求の実現に関する件
- (7) 憲法改悪、国民投票法の具体化、改悪教育基本法の強要の阻止等に関する件

### 2 日時

平成19年11月19日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

### 3 場所

次の表に掲げる施設

施 設 名	所 在 地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 252
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田 690
米子医療生活協同組合	米子市富益町 1128

### 4 概要

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。